

研究・学術情報本部規則

(平成25年島大規則第25号)

(平成25年3月14日制定)

[令和3年3月29日最終改正]

(趣旨)

第1条 この規則は、管理学則(平成16年島大学則第1号)第16条の規定に基づき、島根大学研究・学術情報本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本部は、島根大学(以下「本学」という。)の全学的・学際的な研究及び学術情報に関する企画・立案・実施・検証等を行い、もって本学の研究の推進に寄与すること並びに学術情報を通じた教育研究活動の支援及び地域社会に向けた情報発信することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、本部は、各学部・研究科等の学内組織と相互に連携を図るものとする。

(業務)

第3条 本部は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 次条の各センター等の統括に関すること。
- 二 全学的・学際的な研究の戦略的推進に関すること。
- 三 汽水域を中心とする河口沿岸域及びそれに影響を与える河川流域についての調査及び研究に関すること。
- 四 研究支援に関すること。
- 五 学内外で共同利用する情報処理システム及び情報ネットワークシステムの開発・運用に関すること。
- 六 地域住民の健康維持に係る調査・研究及び教育に関すること。
- 七 標本資料類の収集、整理、保管、調査研究及び活用に関すること。
- 八 地球環境災害の防止と軽減に関する調査・研究及び教育に関すること。
- 九 その他本部の目的を達成するために必要な業務

(センター等)

第4条 本部に、次のセンターを置く。

- 一 戦略的研究推進センター
- 二 エスチュアリー研究センター
- 三 総合科学研究支援センター
- 四 総合情報処理センター
- 五 地域包括ケア教育研究センター
- 六 総合博物館
- 七 自然災害軽減教育研究センター
- 八 数理・データサイエンス教育研究センター

2 各センター等に関し必要な事項は、別に定める。

(組織)

第5条 本部に、次の各号に掲げる職員を置く。

- 一 本部長
- 二 専任教員
- 三 その他必要な職員

(本部長)

第6条 本部長は、学長が指名する理事をもって充てる。

2 本部長は、本部の業務を総括する。

(専任教員)

第7条 専任教員は、第4条第1項各号のセンター等のいずれかを担当させる。

第8条 削除

(事務)

第9条 本部の事務は、関係各課の協力を得て企画部研究協力課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月25日一部改正)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月15日一部改正)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、この規則による改正後の島根大学研究・学術情報機構規則(平成25年島大規則第25号)第7条第2項の規定は平成27年10月1日から適用する。

2 島根大学学術情報機構規則(平成25年島大規則第34号)は廃止する。

附 則 (平成29年3月21日一部改正)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月20日一部改正)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年5月14日一部改正)

この規則は、平成30年6月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月24日一部改正)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月28日一部改正)

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月29日一部改正)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 研究・学術情報機構管理委員会規程(平成25年島大規則第26号)は廃止する。